

○飯島町基本構想審議会条例

昭和45年12月24日

条例第20号

改正 昭和58年3月23日条例第6号

昭和60年3月20日条例第5号

平成2年7月1日条例第19号

平成17年3月28日条例第1号

平成18年3月20日条例第9号

平成27年3月30日条例第11号

(設置)

第1条 飯島町の総合的な開発・発展に関する重要事項について調査審議するため、飯島町基本構想審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて飯島町の総合的かつ計画的に行政の運営を図るための基本構想、基本計画及び行政改革の推進等に関する重要事項について調査審議するとともに、必要に応じて建議することができる。

(平成18条例9・全改)

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、町民のうちから次に掲げる区分にしたがい町長が委嘱する。

- (1) 農業、林業関係者
- (2) 商工業関係者
- (3) 知識経験者
- (4) 公募委員

(昭和58条例6・昭和60条例5・平成2条例19・平成17条例1・平成27条例11・一部改正)

第4条 審議会に委員長及び副委員長を置き委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し審議会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平成2条例19・追加)

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(昭和58年条例6・旧第6条繰上、平成2条例19・旧第5条繰下)

(分科会)

第7条 審議会に分科会をおくことができる。

2 分科会の組織・運営に関しては、審議会が定める。

(昭和58年条例6・旧第7条繰上、平成2条例19・旧第6条繰下)

(幹事)

第8条 審議会に幹事をおき、役場職員のうちから町長が任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(昭和58条例6・旧第8条繰上、平成2条例19・旧第7条繰下)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(昭和58条例6・旧第9条繰上、平成2条例19・旧第8条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年条例第6号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年条例第5号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年条例第1号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、飯島町基本構想審議会条例第3条第2項各号の改正規定中第5号の規定は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(飯島町ふるさとづくり審議会条例の廃止)

2 飯島町ふるさとづくり審議会条例(平成16年飯島町条例第1号)は、廃止する。

附 則（平成27年条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（委員等の任期に関する経過措置）

2 この条例の施行の際、現に委員等の職にある者の任期は、この条例の規定にかかわらず、委員として委嘱された期間とする。